9 申告書の記入要領及び記入例

⑩…次により記入してください。
なお、この欄には、金額の前に「¥」記号を付さないでください。
(イ)…保険料・搬出金申告書内訳の⑬の計Ⓖの額を転記してください。
ただし、第２種特別加入保険料の場合は、⑩欄の（イ）及び（ロ）に、保険料申告書内訳（組様式第6号（乙））の⑦欄の合計額を転記してください。
(ロ)…保険料・搬出金申告書内訳の⑨のⒶ欄の額を転記してください。
(ニ)…保険料・搬出金申告書内訳の⑩のⒺ欄の額を転記してください。
(ホ)…保険料・搬出金申告書内訳の⑫のⒻ欄の額を転記してください。
(ヘ)…保険料・搬出金申告書内訳の⑮のⓘ欄の額を転記してください。

⑱…印書されている金額に疑問のある場合には、訂正しないで管轄の都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）に照会してください。

⑳…この申告書の⑩（イ）確定保険料と⑱申告済概算保険料の額を比較します。⑩（イ）＜⑱のときはその差引額を（イ）充当額または（ロ）還付額に記入します。
⑩（イ）＞⑱のときは、その差引額を（ハ）不足額に記入します。

㉒…次により記入してください。
（イ）、（チ）及び（ル）…保険料の延納の申請をする場合には、この申告書の⑭（イ）欄の概算保険料額を３で除した額を（イ）、（チ）及び（ル）に記入してください。ただし、除した額に１円又は２円の余りが生じた場合は、その余りを加えた額を（イ）に記入してください。
延納の申請をしない場合は、⑭の（イ）の概算保険料額をそのまま（イ）に記入してください。
(ロ)…この申告書の⑳欄の（イ）の額を転記してください。（記入例２の①及び③）
ただし、⑳欄の（イ）の額が、㉒欄の（イ）の額より多い場合は㉒欄の（イ）の額と同額を記入してください。（記入例３）
(ハ)…この申告書の⑳欄の（ハ）の額を転記してください。
(ニ)…（ロ）充当額がある場合は、（イ）の額から（ロ）の額を差引いた額を記入してください。（記入例２の①及び③）
（ハ）不足額がある場合は、（イ）の額に（ハ）の額を加えた額を記入してください。（記入例１）
(ヘ)…この申告書の⑩欄の（ヘ）の額から㉒欄の（ホ）の額を差引いた額を記入してください。なお、一般拠出金は延納できません。

記入例１　確定保険料額が申告済

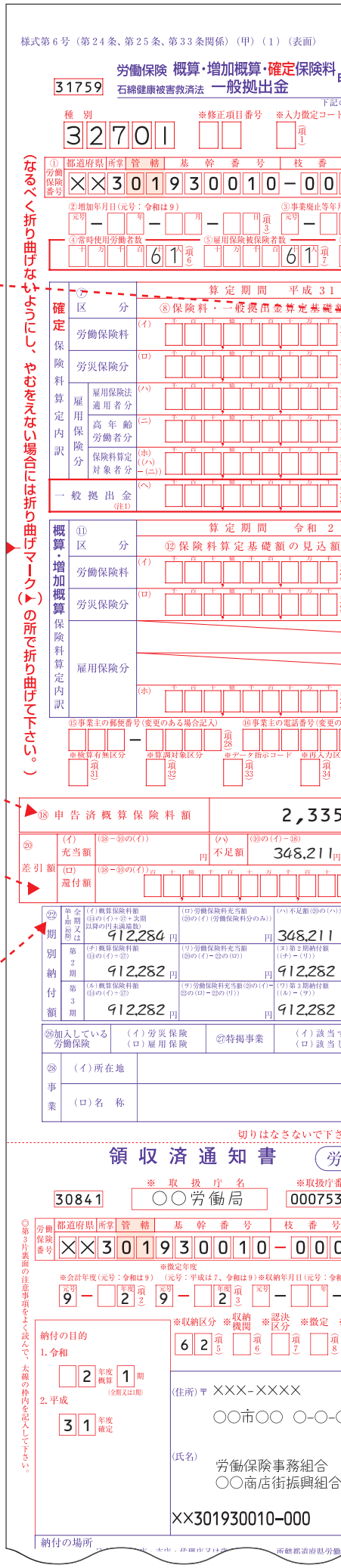

済概算保険料額を上回る場合（不足額が出る場合）

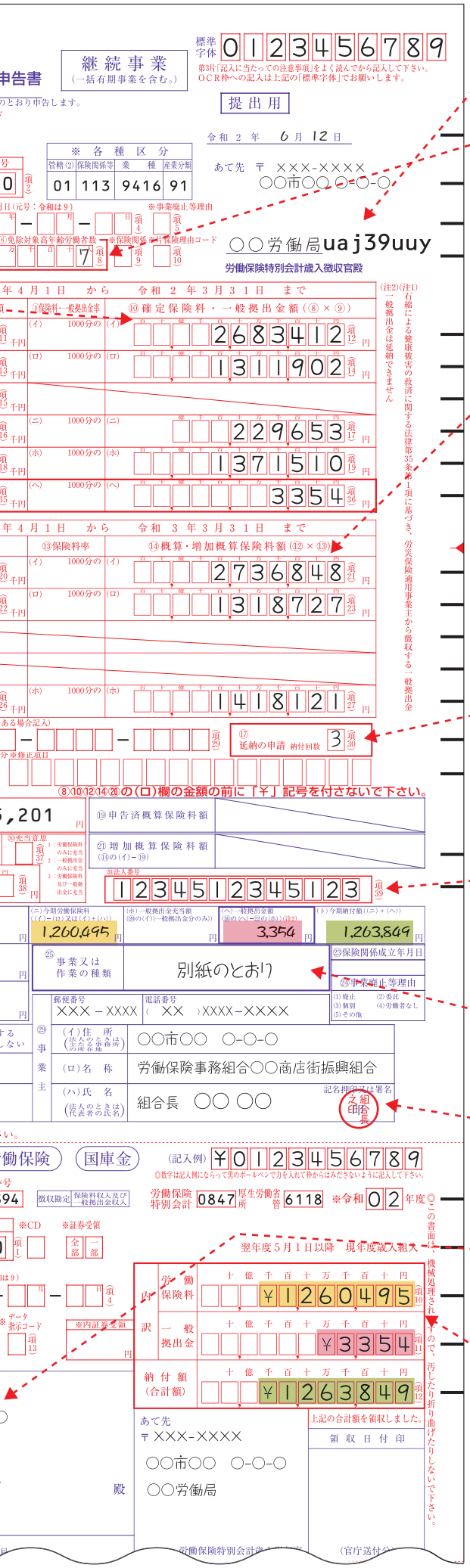

電子申請を行う場合のアクセスコードです。P.5の「電子申請のための「アクセスコード」について」をご覧ください。

④、⑤及び⑥…保険料・拠出金申告書内訳の④欄の合計数、⑤欄の合計数及び⑤欄の（　）内の数をそれぞれ転記してください。

ただし、第２種特別加入保険料の場合は、保険料申告書内訳（組様式第６号（乙））の④欄の合計数を転記してください。

⑭…次により記入してください。

なお、記入にあたっては、金額の前に「¥」記号を付さないでください。

（イ）…保険料・拠出金申告書内訳の⑲のⓂ額を転記してください。

ただし、第２種特別加入保険料の場合は、⑭欄の（イ）及び（ロ）に、保険料申告書内訳（組様式第６号（乙））の⑩欄の合計額を転記してください。

（ロ）…保険料・拠出金申告書内訳の⑰のⓀ額を転記してください。

（ホ）…保険料・拠出金申告書内訳の⑱のⓁ額を転記してください。

⑰…延納の申請をする場合は「3」、延納の申請をしない場合は「1」と記入してください。

㉛…「法人番号」欄が空欄の場合は労働保険事務組合の「法人番号」を記入してください。

※法人番号は国税庁から通知される13桁の番号です。

※労災保険のメリット制が適用となる委託事業場について個別に作成する申告書の場合、当該委託事業場の法人番号を記入してください。

㉕…「別紙のとおり」と記入してください。

㉙…事務組合の所在地、名称及び代表者の氏名、郵便番号、電話番号を忘れずに記入し、代表者の記名押印又は署名をしてください。

印書されている事務組合の所在地及び名称に誤りがないか確認してください。

万一、誤りがある場合には訂正しないで、管轄の都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）に連絡してください。

納付書の金額は、㉒の（ニ）、（ヘ）、（ト）の額を転記してください。

なお、金額の前に必ず「¥」記号を付してください。

また、納付書の金額は訂正できません。記入誤りをした場合は、管轄の都道府県労働局労働保険徴収主務課（室）又は管轄の労働基準監督署で納付書の再交付を受け、書き直して納付してください。